

スマート保安・産業保安規制に係る見直し 要望への対応

2021年10月21日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室

経緯

- 我が国の産業保安においては、近年、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足・高齢化、電力・ガス供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、内外の環境が大きく変化しており、こうした環境変化は、今後更に加速していくと考えられる。
- 当省では、現在、将来の産業保安のあり方を考える上で大きな岐路に立っているとの認識のもと、本年2月、産業保安に係る規制体系のあり方を横断的に検討するため、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会の下に、新たに産業保安基本制度小委員会を設置して議論を行い、本年6月8日中間とりまとめを行った。
- 産業保安基本制度小委員会での議論の過程で、事業者から都市ガス保安の現状と課題について意見を聴取したところ、その中で、法制度も含めた規制体系の見直しについて、複数の問題提起がなされた。
- これを受け、これまでの産業保安規制体系をより未来に合致したものへと転換し、更なる保安レベルの向上を達成する観点から、各要望について、喫緊性等を考慮の上、順次、制度見直しの是非や具体的な見直し方法等について検討を行うこととした。

【参考】第1回産業保安基本制度小委員会

資料2-2「都市ガス保安の現状と今後の課題（一般社団法人日本ガス協会）抜粋」

4. 法制度を含めた規制体系の見直し要望

- ①安全対策の実績と見通しを踏まえた事業者資産の検査・点検等、②スマート保安推進に向けたメーター検定の有効期間等について、安全性を確認の上、法制度を含め規制体系の見直しをお願いしたい。

①安全対策の実績・見通しを踏まえた規制見直し要望例

赤字は法改正項目

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|
| ・事業者資産の検査・点検の見直し | ・熱量等の測定義務の緩和 | ・通達・解釈例の緩和、廃止 |
| ・工事計画・使用前検査の見直し | ・ガス主任技術者選任等の緩和 | ・電気事業法、液石法等関係法令の緩和 |
| ・各種届出の廃止もしくは簡素化 | ・ガス事故報告対象の緩和 | |
| ・お客さま資産の調査・検査の見直し | ・圧力の定義設定の考え方変更 | |

②スマート保安推進に向けた規制見直し要望例

赤字は法改正項目

【段階共通】

- ・スマートメーターシステム導入に向けたメーター検定の有効期間の見直し、メーター号数集約
- ・ガス工作物の巡視・点検・検査頻度の省力化・合理化

【製造段階】

- ・遠隔化による製造O&M業務の省力化・省人化
- ・大規模臨時製造・供給手法導入によるレジリエンス強化

【供給段階】

- ・地震対応や他工事監視における衛星画像・監視カメラ活用
- ・橋梁ガス管点検におけるドローン利活用

- ・車載型ガス測定システム、レーザー式ガス検知器、ガス可視化カメラ、スマートメーターシステムなどによる効率的な漏えい検査の実現
- ・道路管理システムのエリア拡大による道路占用許可申請の効率化
- ・ガス工事での交通誘導ロボット利活用
- 【消費段階】
- ・安全周知のデジタル化推進
- ・お客さまのライフスタイル変化に伴う非接触・非対面型調査・検査手法の追求
- ・業務用レンジ(オープン部)への安全装置の搭載標準化

事業者によるスマート保安推進例

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ・VR導入による教育訓練の充実 | ・ガス工作物設置時の溶接・検査の自動化 |
| ・工程管理アプリ、ウェアラブルカメラ等導入による生産性向上 | ・ARなどを用いたお客さま自身による安全周知内容確認の高度化 |
| ・AI判定による他埋設物の損傷防止 | |

【今回の検討事案】

- 2 – 1 ガス関係報告規則に基づく事故報告要件の見直し
(審議)**
- 2 – 2 圧力測定の見直し (審議)**
- 2 – 3 技術基準不適合時の需要家への再調査開始時期
の見直し (報告)**

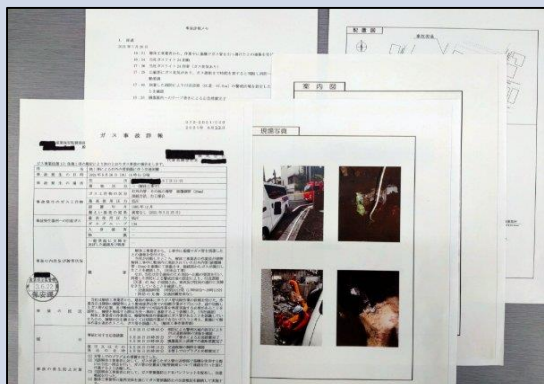
【資料 2 - 1】ガス関係報告規則に基づく事故報告要件の見直し

背景

現状

ガス事業法に基づく事故報告は、年間数百件に上る。重大事故は確実に減少している一方、大半を占めるのは、軽微な被害、社会的影響の小さい事故。これらの多くは、発生原因や再発防止策が既に定型化されているのが現状。

■ ガス事故の報告書



- ①速報：24時間以内可能な限り速やかに
- ②詳報：30日以内

関係法令

○ガス関係報告規則第4条

ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあつては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたもの（令第五条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

■ 軽微な被害、社会的影響の小さい事故を含む要件

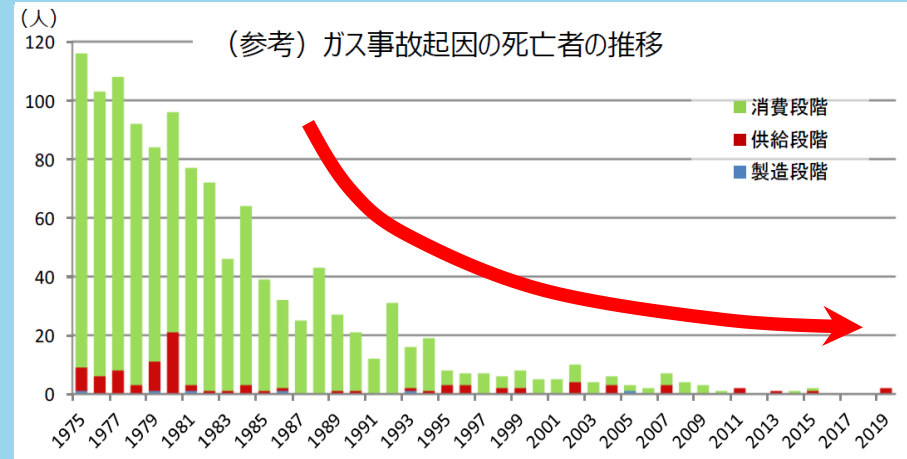
比較的被害が軽微な事案	同規則上の規定
交通困難	ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難※等を招来した事故（第十三号） ※ガスによる災害の発生を防止するため道路等の通行規制が実施された結果、交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は付近住民の往来困難等を招来したものをいう。（20170329商局第1号 ガス事故報告の運用について）
供給支障	供給支障戸数が30戸以上500戸未満のもの（第七号）
製造所における主要なガス工作物の損壊事故	最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第九号）

軽微な交通困難例
(生活道路の車両通行止)

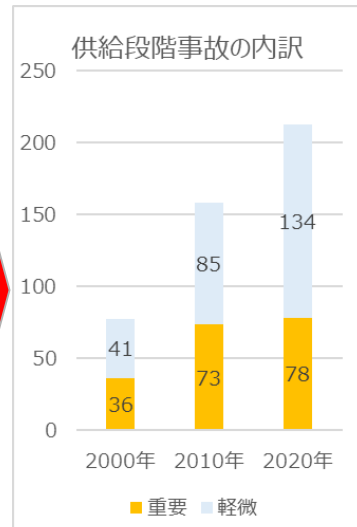
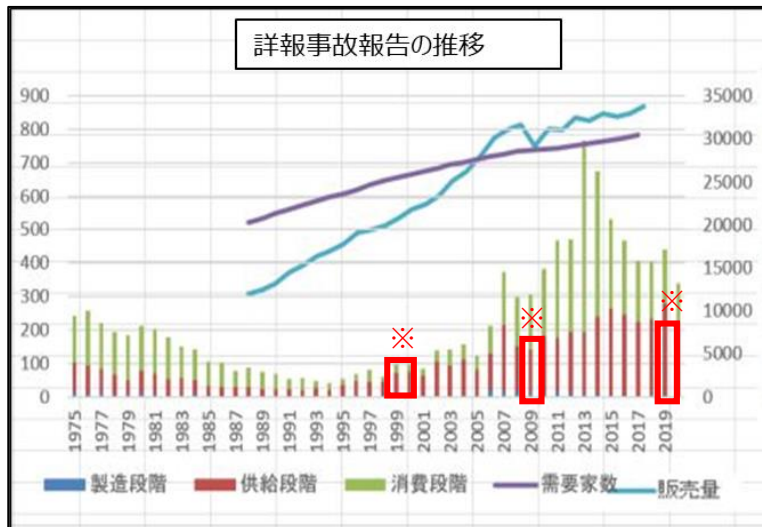


現行のガス事故報告の実態（全体傾向）

- ガス事業法に基づく事故報告は、国及び事業者一体となって、事故原因を究明し、効果的に事故の再発防止を図ることを目的としたもの。ガス安全高度化計画で掲げる死亡事故ゼロの目標のに向けた施策、対応においても事故動向、要因の分析、対策の検討等に活用され、重大事故は確実に減少。
- 一方、全体の事故報告件数は、増加、高止まりで推移。これはガスの販売量、需要家数の増加に応じて、リスクの低い軽微な事故の件数が増加・高止まり傾向にあるためと考えられる。



【2000年、2010年、2020年の供給段階事故をピックアップ】



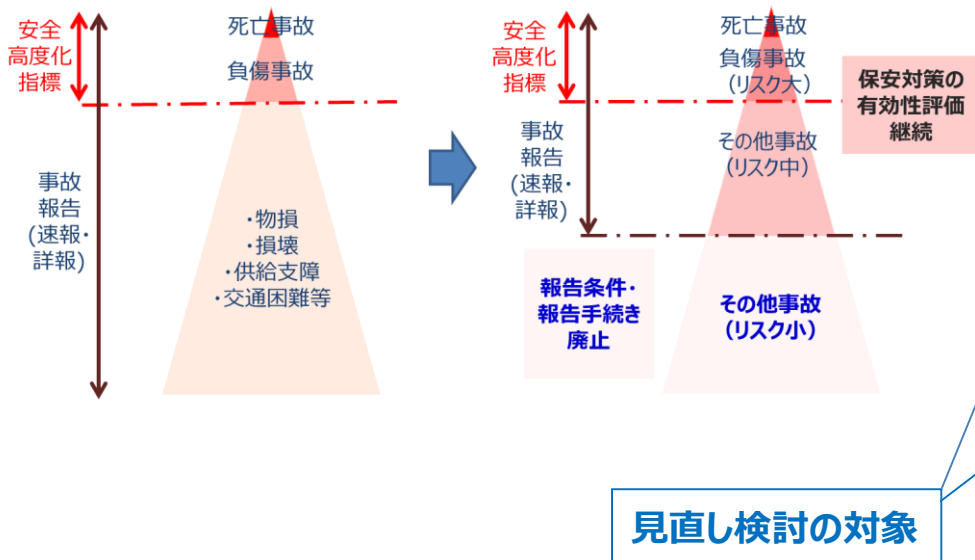
<内訳詳細>

	重要			軽微		
	'00年	'10年	'20年	'00年	'10年	'20年
生ガス中毒・酸欠	15	11	0	—	—	—
漏えい着火・爆発	2	12	24	—	—	—
避難	2	25	39	—	—	—
交通困難	2	6	7	15	57	106
供給支障	15	19	8	26	28	28
計	36	73	78	41	85	134

今回の検討内容

- ガス事業者の保安体制の成熟化や将来の保安人材の減少を考慮し、死亡事故ゼロに向けた従前からの「安全高度化指標」の達成に向けた取組を継続することを前提としたうえで、法定報告における軽微な被害や社会的影響の小さい事故の取扱いについて見直しを検討する。
- 軽微な被害や社会的影響の小さい事故であっても、事故原因究明において有意であるケースも考えられることから、被害の規模や内容で一律に見直すのではなく、発生原因や再発防止策が定型化されている事例を個別に評価し、見直し対象を検討する。
- なお、消費者関連の事故情報については、消費者庁や、当省製品安全課を通じて（独）製品評価技術基盤機構に共有、活用されているため、今回の見直しの対象外とする。

■ 定義見直しのイメージ



【主な事故形態と事故事例】

区分	事故形態	2020年 件数(件)	主な事故事例
製造	負傷	1	バルブの誤操作による凍傷
	製造支障	0	津波による製造設備の停止
	損壊	0	ガス発生設備の経年劣化による故障
供給	生ガス中毒・酸欠	0	掘削孔内で漏出したガスによる酸欠
	漏えい着火・爆発	24	自社工事・他工事による折損事故
	避難	39	比較的漏えい量の多い折損事故
	交通困難	113	他工事折損による生活道路の車両通行止
消費	供給支障	36	他工事折損による住戸への一時供給停止
	CO中毒	3	業務用厨房でのCO中毒
	着火負傷	4	ガス栓誤開放・接続具の不適切使用
	着火物損	100	火災の伴わない給湯器のケーシング変形

事故報告の合理化対象の検討

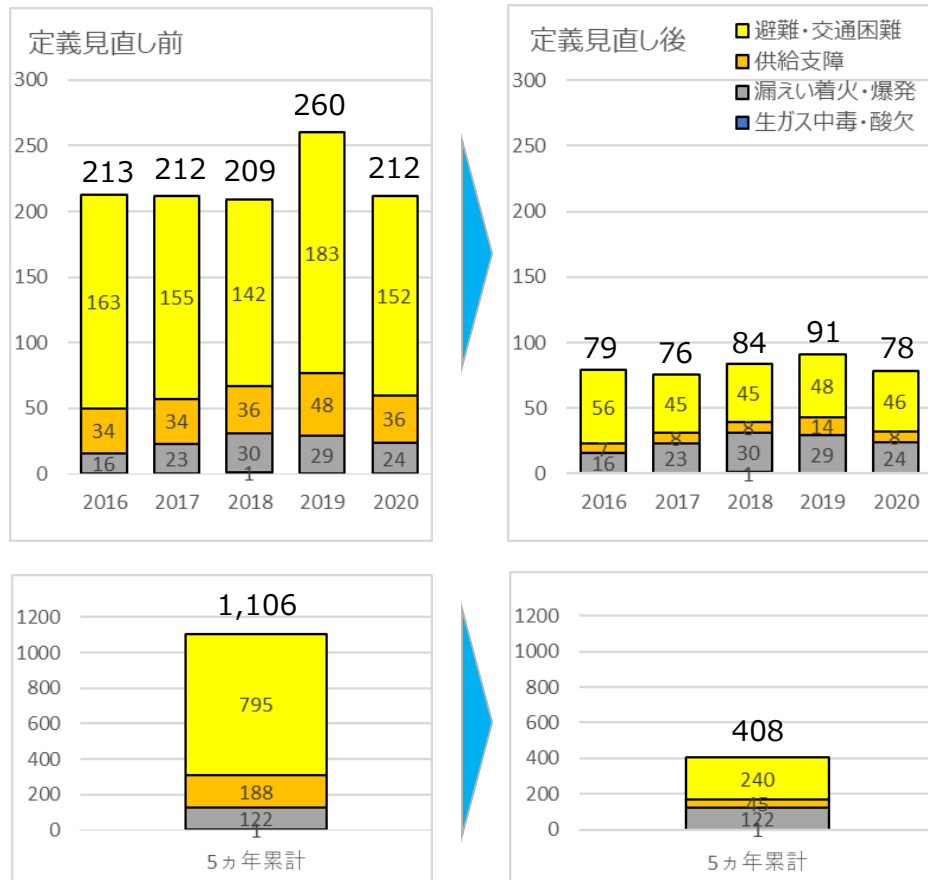
	検討項目	検討結果	見直案								
1	交通困難の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 幅員の狭い道路を保安区域設定に伴い短時間通行止めするようなケースは、実質的に交通支障が生じておらず社会的に影響のないもの、公共の安全に影響のないものと考えられる。 主な発生原因は他工事とガス工作物不備であり、これらの対策は既に定型化されていると考えられる。 他法令においても、交通困難招来の条件のみでの報告義務は無い。 <p><参考> 他法令での整理</p> <table border="1"> <tr> <td>電気事故</td> <td>社会的に影響を及ぼした事故</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>交通困難の報告規制無し</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>道路陥没による通行止め等の社会的な影響が大きい事故</td> </tr> <tr> <td>自動車事故</td> <td>3時間以上の通行規制（高速自動車国道と自動車専用道路）</td> </tr> </table>	電気事故	社会的に影響を及ぼした事故	液化石油ガス	交通困難の報告規制無し	水道	道路陥没による通行止め等の社会的な影響が大きい事故	自動車事故	3時間以上の通行規制（高速自動車国道と自動車専用道路）	<p>報告対象を、「ガスによる災害の発生を防止するための交通規制により、高速道路・国道・都道府県道において、片側若しくは両側通行規制を来した場合又は電車・バス等公共交通機関について、運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合」に変更する。</p> <p>【見直しによる報告件数変化】 (2020年報告実績ベース) 実績：113件 → 見直し後：7件</p>
電気事故	社会的に影響を及ぼした事故										
液化石油ガス	交通困難の報告規制無し										
水道	道路陥没による通行止め等の社会的な影響が大きい事故										
自動車事故	3時間以上の通行規制（高速自動車国道と自動車専用道路）										
2	供給支障の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在の閾値（30戸）は1970年、当時の環境下を踏まえ、事故による影響範囲を考慮し設定。制定当時の需要家密度を現在の環境にあてはめると当時の30戸は現在では2倍以上の住戸数に相当し、実質的に、制定時よりも厳しい規制となっていると考えられる。 人身被害を伴わない事故であれば、社会的影響の程度を考慮し閾値を見直したとしてもリスク評価上支障ないと考えられる。 他法令では100戸以上としている。 <p><参考> 他法令での整理</p> <table border="1"> <tr> <td>電力</td> <td>電力7千kW以上で1時間以上・電力7万kW以上で10分以上（戸建て数千戸相当）</td> </tr> <tr> <td>熱供給事業</td> <td>100戸以上（もしくは需要家数の1/10以上）</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの</td> </tr> </table>	電力	電力7千kW以上で1時間以上・電力7万kW以上で10分以上（戸建て数千戸相当）	熱供給事業	100戸以上（もしくは需要家数の1/10以上）	水道	断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの	<p>報告対象の閾値を「供給支障戸数が百以上五百未満のもの」に変更する。</p> <p>【見直しによる報告件数変化】 (2020年報告実績ベース) 実績：36件 → 見直し後：8件</p>		
電力	電力7千kW以上で1時間以上・電力7万kW以上で10分以上（戸建て数千戸相当）										
熱供給事業	100戸以上（もしくは需要家数の1/10以上）										
水道	断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの										
3	製造所における主要なガス工作物の損壊事故	<ul style="list-style-type: none"> 製造支障、爆発・火災や人身被害を伴わない損壊事故であっても再発防止等の事故分析の観点から報告は必要であり、完全に報告対象外とすることは困難。 他方で、製造所では、その多くが、予備機、予備系列があること、離隔距離等適正なレイアウトに設備を配置していること、防災設備を保有していること等から、速報（事故発発生から24時間以内に提出）まで求める必要性は低いと考えられる。 	<p>速報の対象から除外する。 (詳報は継続)</p> <p>【見直しによる報告件数変化】 (2020年報告実績ベース) 実績：0件</p>								

法令報告要件の定義見直しによる影響分析

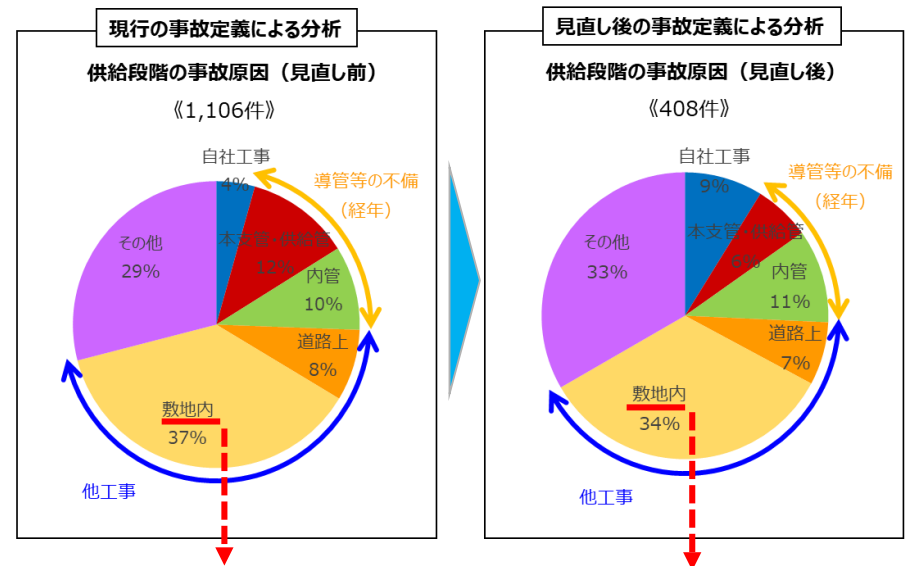
- 今回検討した定義見直しにより、事故報告件数は6割減少し(2020年実績ベース)合理化効果大
- 定義見直し後も、発生原因、発生場所、また交通困難を伴う人身事故等、複合的な事故現象を伴う事案の発生傾向※などについて変化は無く、傾向分析における連続性に影響なし。

※国道・都道府県道以外での交通困難であっても、人身事故、着火・爆発を伴う場合は引き続き報告対象とする。

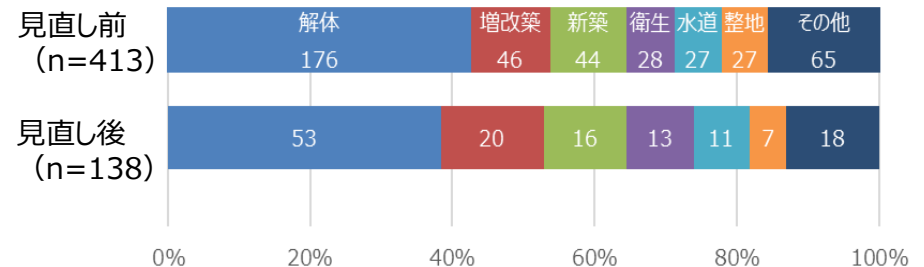
■ 定義見直し前後の傾向比較（供給段階事故・現象別）



■ 定義見直し前後の傾向比較（供給段階事故・原因別）



（敷地内他工事事故・工事種別）



* 事故原因・工事種別での傾向に大きな変化なし

見直しの方向性（案）

- ガス事業法に基づく事故報告は、事故動向、要因の分析、再発防止策の検討等に活用され、重大事故の確実な減少に貢献してきたと評価。他方で、全事故報告件数は、ガスの販売量、需要家数の増加に応じ、軽微な事故の件数が増加しており、高止まり傾向にある。
- 軽微な事故については、他工事事故やガス工作物の不備が要因の大宗を占めることから、官民一体となって、他省庁と連携した他工事事故業者への普及啓発や、経年管対策等の削減対策を実施しており、引き続き更なる取組を進めていく。
- 他方、これら軽微な事故も、現状、ガス事業法に基づく事故報告対象となっているが、事故例を個別に評価した結果、中には既に再発防止策が定型化されているものや、社会環境の変化によって合理性が損なわれている規定が存在することが明らかとなった。
- こうした事例について、ガス事業法に基づく事故報告に係る、定義の見直しを検討した結果、規制水準を維持しつつ、合理化を図ることが可能であることが確認できた。
- ついては、現行のガス事業法に基づく事故報告について、以下のとおり見直しはどうか。

事故分類	見直し内容
交通困難事故	報告対象を「ガスによる災害の発生を防止するための交通規制により、高速道路・国道・都道府県道において、片側若しくは両側通行規制を来した場合又は電車・バス等公共交通機関について、運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合」に変更する。
供給支障事故	監督部への報告対象の閾値を「供給支障戸数が百以上五百未満のもの」に変更する。
製造所における主要なガス工作物の損壊事故	速報の対象から除外する。（詳報は継続）

※上記の事故事象であっても、他工事事故等については、事故発生動向の継続的な把握の観点から、引き続きその件数・内容の把握、分析に関して、ガス業界の自主的な取組により、当面の間、把握、分析を継続する方向で検討するものとする。

参考：ガス安全高度化計画における軽微な被害や社会的影響の小さい事故の削減に向けた取組

段階	項目	具体的な取組
供給段階	他工事	<ul style="list-style-type: none"> 他省庁（国土交通省、厚生労働省、警察庁）と連携し、法令に基づく届け出窓口等を通じて他工事企業者への周知・啓発活動を実施。 建設関連団体（建設業労働災害防止協会、全国建設業協会、等）を通じて全国各支部の他工事企業者への周知・啓発活動を実施。 ガス管損傷事故防止PRツール（動画、チラシ）を活用した周知・啓発活動を実施。 ガス管調査窓口検索サイトのPRによる事前照会の促進。
	ガス工作物不備	<ul style="list-style-type: none"> 経年管対策として、民間施設は2030年度までの改善完了に努め、そのうち、公的施設に準ずる建物は2030年までの改善完了を目指す。また、公的施設は2020年度で概ね対策完了しており、残存する施設は引き続きフォローを行い、対策を促す。 『本支管維持管理対策ガイドライン』、『供内管腐食対策ガイドライン』の活用による対策の推進。 各種業務機会をとらえた周知等による対策の推進。（改善おすすめチラシ等の活用）

【資料 2 - 2】圧力測定の見直し

背景

現状

現行法令では、特定点（ガスホルダー出口、整圧器出口、及び経済産業大臣が指定する場所）において、圧力値を自動的に記録する圧力計を用いて測定し、結果を記録して保存しておくこととなっている。

事業者は、アナログ式やデジタル式の自記圧力計により指定点での常時記録を行っている。

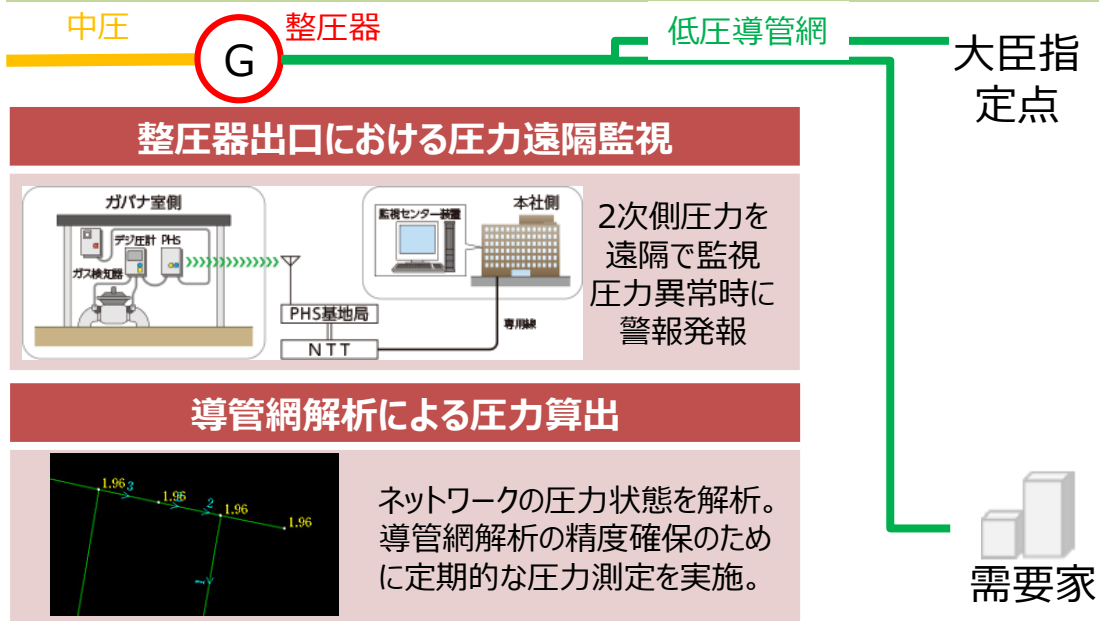
他方で、これとは別に、導管網が広域に展開されている一部の事業者では、合理的な導管網形成のために開発した導管網の圧力解析シミュレーション技術（以下、導管網解析技術という）等を活用した面的な圧力監視・警報発報システムを運用。

関係法令

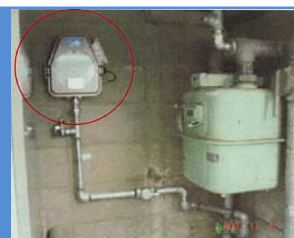
○ガス事業法施行規則第17条第1項第二号〈ガス小売事業者〉
圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口、調整装置の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

○同第78条第1項第二号〈一般ガス導管事業者〉
圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

【事業者が実施している圧力測定・管理の現状】

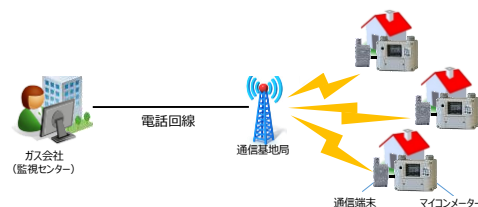


【施行規則対応】大臣指定点・整圧器での圧力測定



自記圧力計を設置。定期的に記録紙や電子媒体を交換。これらの交換作業が不要となる通信機能の採用例もあり。

ガスメーターによる圧力測定



ガスメーターの圧力計測機能を活用し遠隔計測。圧力異常時に警報発報

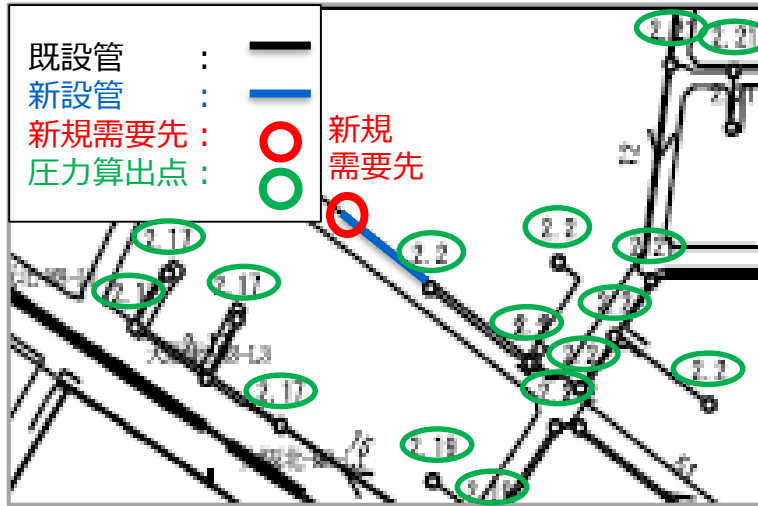
今回の検討内容

- 一部の一般ガス導管事業者では、ガスの供給圧力に端的な異常が起きた場合の緊急時対応として、事業者では、圧力の高側については、整圧器の安全弁による圧力操作、低側については、マイコンメーターのガス圧力低下遮断、各消費機器の立ち消え安全装置により担保。こうした設備的な対応に加え、導管網中の任意の場所で圧力検知等により常時監視し、異常時に警報発報を行うシステムを運用。
- 法令で定める圧力測定は、緊急時対応というよりも、供給エリア全体の需給バランスの変化や、事故の後検証のためのデータ保存といった目的から、圧力変動を中長期的な視点で監視する保安上の観点と、託送供給約款に従って需要家に供給されるガス圧が維持されていることを確認する供給安定上の観点で、必要性があると考えられる。
- 事業者の一部において、法令上の圧力測定とは別に実施している、合理的な導管網形成のための圧力値の面的な把握を目的とした導管網解析技術等を活用した日常的な圧力監視システムを活用することで、現行法令による圧力測定について、保安上、より合理的なものに見直すことができないか検討を行う。
- 具体的には、以下の点を検討する
 - 導管網解析技術の解析精度
 - 合理的な圧力測定値記録のあり方

導管網解析技術の精度についての検討

(1) 導管網解析技術のモデル化手法

解析モデルの概要（新規需要の供給検討例）



モデル化	2次元
解析手法	需要ピーク時を算出するための定常解析
解析結果の分解能	<ul style="list-style-type: none"> ・0.01kPa単位まで算出可 ・導管の分岐や末端毎に算出可
活用方法	導管設備形成時の予測、事故後の確認に

導管網解析技術を活用時の注意ポイントと対応例

	注意ポイント	対応例
解析に用いる図面	導管網設置状況を反映している	解析に影響を与える工事の際には、工事時に作成する出来型を、導管網図・解析に用いる図面に速やかに反映
需要量	需要量の変化を反映している	新規需要発生などの変化の都度、ピーク需要を考慮し反映
測定値との比較	解析結果が実圧力と乖離していない	最大需要期などの一定頻度・期間で、圧力計測した結果と圧力計測時の導管網・需要量に基づいた圧力解析結果を比較し確認

導管網解析技術の精度についての検討

(2) 導管網解析の結果と、施行規則指定点での圧力測定値の比較

- ✓ 検討地点は、圧力変動が大きい傾向がある、託送需要開発が多いエリアを選定
- ✓ 整圧器設定圧を実際を使用している2.3kPaに設定して導管網解析を実施し、施行規則に基づき設置している大臣指定点における、解析値と測定値を比較。

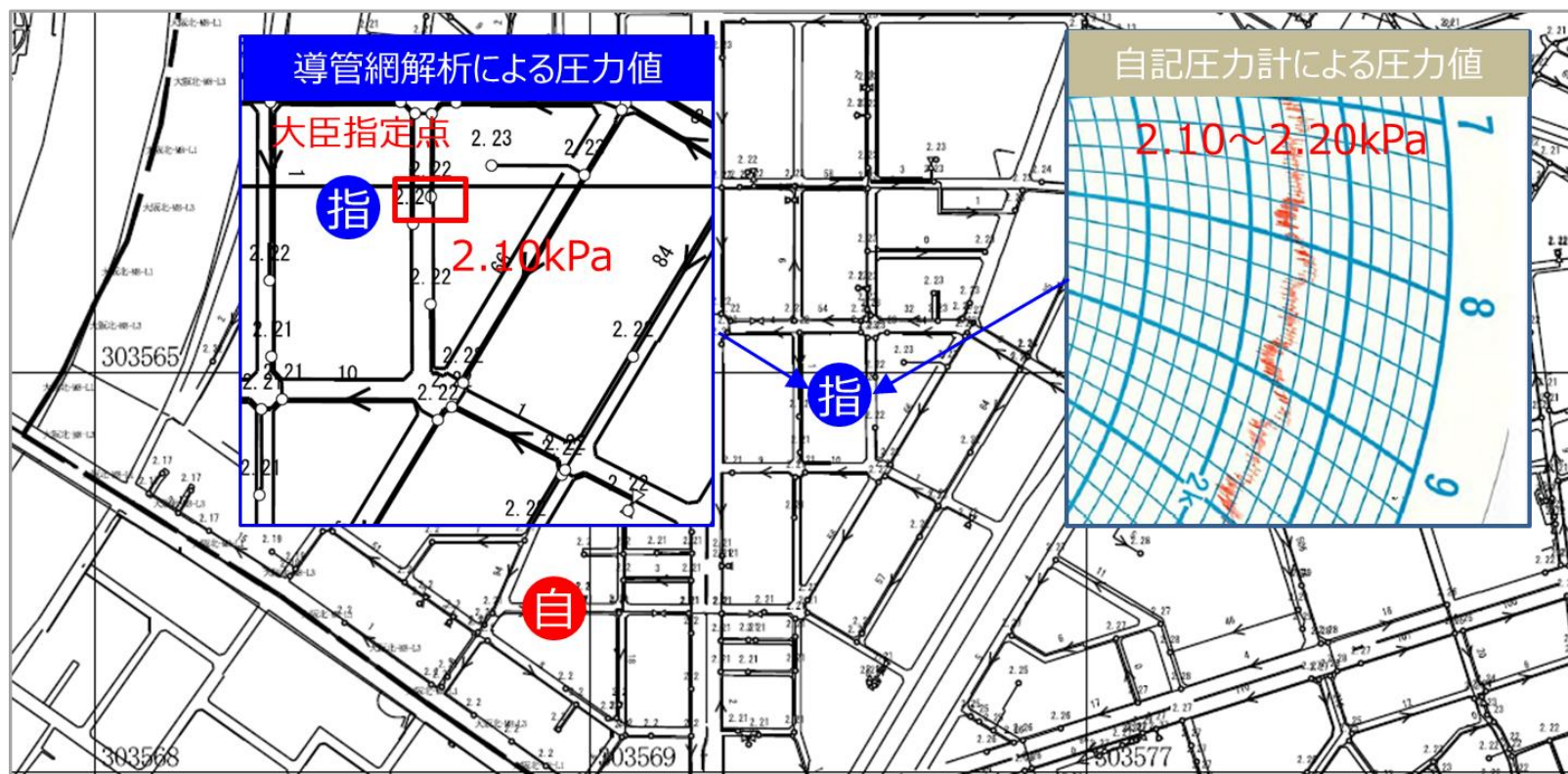
■ 自記圧力計による圧力測定結果2.1~2.2kPaに対し、導管網解析による圧力値は2.10kPaであり、精度良く圧力値を把握できていると考えられる。

— 低圧導管

G 整圧器(中圧→低圧)

自 自主圧力測定点

指 大臣指定点

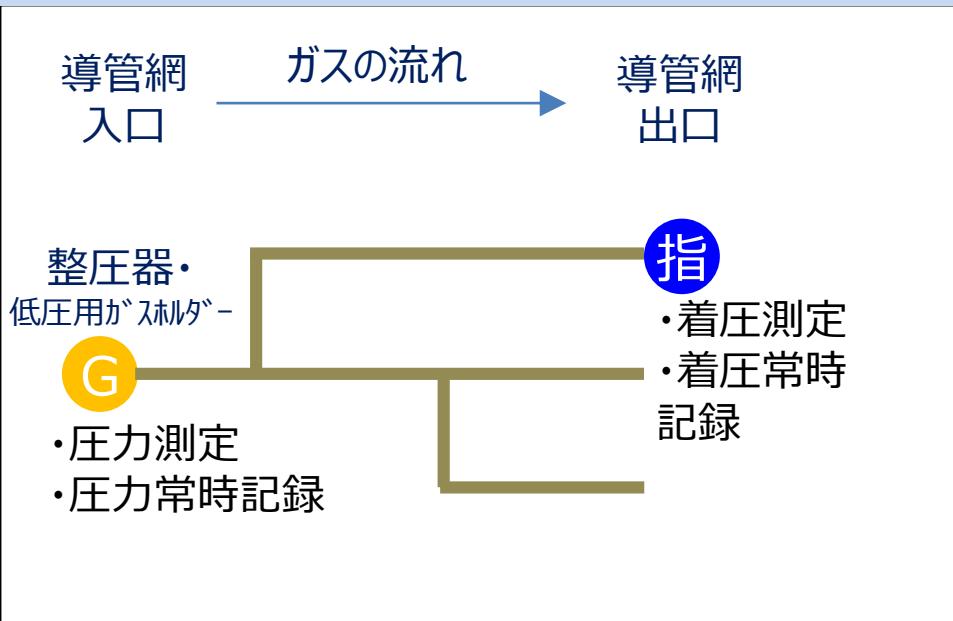


見直しの方向性（案）

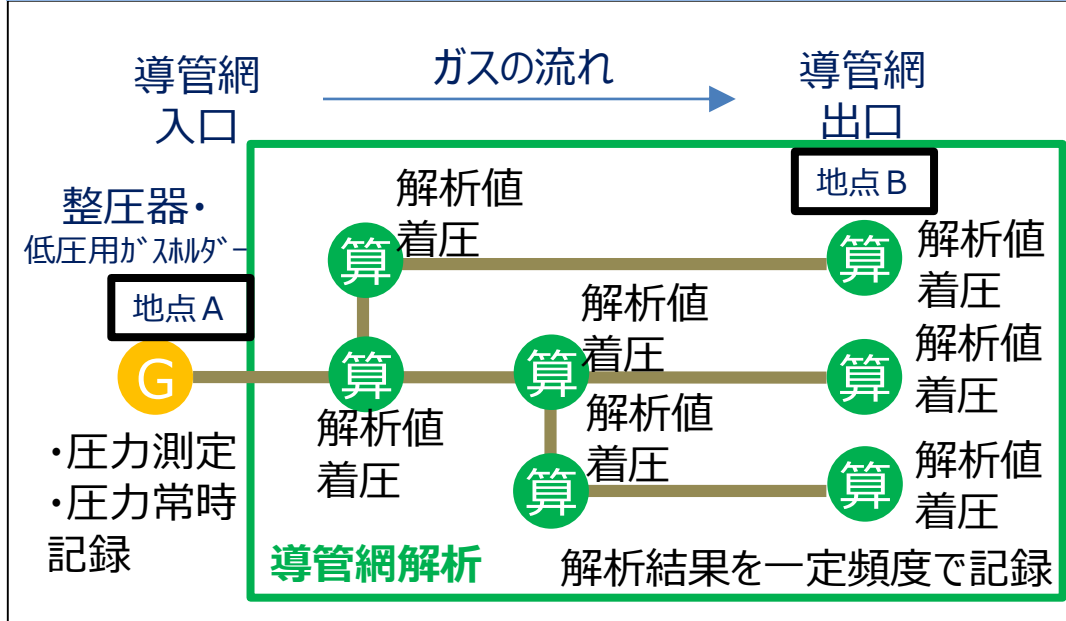
- 導管網解析技術は、百分の一キロパスカルの精度での解析が可能であり、需要家への契約上の供給圧力が十分の一キロパスカルの精度（1.0～2.5キロパスカル）であることに鑑みると、新規需要の発生による需要変化を踏まえた補正や、導管網整備を踏まえたシミュレーションモデル改変、実測定値との比較といったメンテナンスを行うことで、保安上や供給安定上の観点から必要な精度は、十分確保できると考えられる。
- 中長期的の圧力変動を監視する観点から、引き続き圧力計を使用した測定を実施することは必要であるが、導管網解析技術により圧力監視を行っている場合は、当該技術が十分な精度を有することを前提として、法令上定める圧力計を使用して測定する場所については、現行の3点（ガスホルダー出口、整圧器出口、経済産業大臣が指定する場所）のうち、最低限1点での測定に替え、その他は自主保安によって、任意の地点において、導管網解析技術による解析値と同地点での実測定値を一定頻度で記録、保存することとしてはどうか。

(参考) 圧力測定の見直しについて (低圧導管網での運用イメージ)

現行法令で定める圧力測定



見直し後の圧力測定



【見直し後に事業者が実施する圧力測定・監視】

- 整圧器又は、低圧用ガスホルダーがある場合はその両方の出口（上図地点A）にて、常時、圧力計により測定・記録。（法令で定める測定）
- 年1回需要ピーク時期において、導管網解析により、導管網分岐や末端といった導管網全体の圧力値を確認。その際、導管網出口の任意の1地点（上図地点B）の解析値を記録保存（自主保安）
- 地点Bでは、圧力計を設置し、上記解析と併せて測定を行い、解析精度を確認（自主保安）

【資料 2 - 3】技術基準不適合時の需要家への再調査開始時期の見直し

背景

現状

ガス小売事業者は、定期的な消費機器調査（4年に1回等）で技術基準不適合を確認した場合、「（その不適合に関わる）通知の日から1ヶ月を経過した日以降5ヶ月以内」に再調査を行うことが義務づけられている（規則第200条1項第三号ロ）。

技術基準不適合により、再調査の義務が発生すると、仮に通知の直後1ヶ月以内に不備が改善されたことを把握した場合であっても、1ヶ月後に改めて再調査しなければならない。安全意識の高い需要家にかえて不要の負担を強いるケースが生じている。

【具体例】

消費機器調査後、技術上の基準に不適合の機器についてガス小売事業者から通知を行ったところ、当該需要家から取替えの依頼を受けた。

翌日には、技術上の基準に適合した機器への取替えが完了し、技術基準に適合したことを確認した。

しかし、施行規則により再調査は同タイミングで実施できず、通知（調査）日から1カ月を経過後に再調査を行わなければならない。

関係法令

○ガス事業法施行規則第200条
法第159条第2項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 ～ 三 （略）

イ 毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をとつた場合は、この限りでない。

ロ その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び当該通知に係る事項について第一号に規定する調査を行うこと。ただし、直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は、この限りでない。

今回の検討内容及び対応

- 現行の施行規則が定められた理由としては、再調査時に、不適合の解消を確実に確認できるよう、需要家が、基準に適合するためにとるべき措置をとるための猶予期間を一定程度設けるよう配慮したこと等が考えられる。
- 他方で、不適合が発見され、通知後1ヶ月以内に機器の取替えを行うことにより不備を改善する例もあり、その場合、改善が確認できているにも関わらず、改めて1ヶ月後に再調査を行うのは不合理。
- ついては、現行の1ヶ月を経過した日以降5月以内の規定に加え、需要家が基準に適合するためにとるべき措置をとったことを知った場合は、1ヶ月を経過せずとも調査を行うことができるよう施行規則を改めることとする。

<イメージ図>

